

最終更新日:2023年6月26日

社会教育主事講座

社会教育主事とは、都道府県および市町村の教育委員会や、地域で社会教育を担当する組織（公民館、青少年教育施設、生涯学習施設など）で従事する公務員のことを指します。様々な教育・文化事業の企画・運営のほか、公民館・図書館等の社会教育施設の職員や、青少年団体・PTA等の社会教育関係団体活動者への助言や指導を行うことを職務とします。

社会教育主事資格は任用資格であるため、任用資格を取得しただけでは社会教育主事を名乗ることはできません。任用資格を取得した上で、公務員として採用され、社会教育に関する業務に1年以上従事して初めて社会教育主事を名乗ることができます。

社会教育主事講座の開講科目

●必修科目

2019年度以降入学生…「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」
「社会教育実習」

2018年度以前入学生…「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」「社会教育計画」「社会教育実習」

●選択必修科目

社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの各分野から1科目以上、かつ2019年度以降入学生は計8単位以上、2018年度以前入学生は計12単位以上を修得すること。

※各分野の開講科目は、「教職課程・資格講座登録ガイダンス」で配付する『教職課程・資格講座 履修要項』で確認してください。

社会教育主事講座のスケジュール(予定)

※掲載スケジュールは、あくまで予定であり、最新情報はKONECO連絡事項にて配信しますので、定期的を確認してください。

年次	時期	内容
1	11～12月	教職課程・資格講座登録ガイダンス(受講必須)
	12月	課程・講座登録(KONECOにて)
2	11～12月	社会教育実習前年ガイダンス(次年度実習希望者)
	12月	社会教育実習参加希望シート提出
	1月	社会教育実習登録シート提出

3	4月	社会教育実習費納入
	5月	社会教育実習事前ガイダンス
	5月 ～12月	社会教育実習(14日間以上)
4	3月	記念証書申込(希望者のみ)

「社会教育実習」について

原則として、3年次に履修します。詳細は、前年度11月に実施する社会教育実習前年ガイダンスで説明しますが、概要は以下のとおりです。

- ①実習前年度末までに「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」「社会教育計画」の単位を修得する必要があります。
- ②授業内容は、学内での通年講義と14日間以上の実習です。
- ③実習は、原則として学生の出身地の市町村教育委員会、もしくは大学指定の社会教育施設にて行います。実習期間は、おおむね5月から11月(実習先の都合による)です。
- ④実習費(15,000円)は履修年度の4月に納入してください。

「社会教育士(養成課程)」称号について

2019年度以降入学生は、本学社会教育主事講座で定められた修得すべき科目の単位を全て修得することで、「社会教育士(養成課程)」の称号を得ることができます。

2018年度以前入学生が同称号を得るには、本学社会教育主事講座で定められた修得すべき科目のほかに、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」の単位を修得する必要があります。

教職課程・資格講座 事務担当連絡先

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

駒澤大学 教務部 教務課 課程講座係 (1号館1階 教務部2番窓口)

平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00

※夏季休業期間中は平日9時～17時のみ。全学休業期間中は受付なし。

電話 03-3418-9120 FAX 03-3418-9114 E-mail kyoushoku@komazawa-u.ac.jp